

## 長野市工場立地法準則条例の概要

### 1 趣旨

第二次地域主権改革一括法の施行により、工場立地法の対象となる特定工場が遵守すべき緑地面積率等を示した準則を策定する権限が市に移譲されました。

これにより、本市においても市内製造業の活性化等の観点から、特定工場の緑地面積率等を独自に定めた「長野市工場立地法準則条例」を制定し、「長野市緑を豊かにする計画」を遵守しながら、緑地面積率等の要件緩和を行います。

### 2 施行日 平成 24 年 12 月 25 日

### 3 概要

	工場立地に関する準則(国)	長野市工場立地法準則条例(市)	長野市緑を豊かにする条例
	対象地域：市全域	対象地域：工業専用地域、工業地域、準工業地域及び用途地域の定めのない地域 ※上記以外の地域は、国の準則を適用	対象地域：市全域
法定特定工場	緑地面積率 20%以上 その他の面積	緑地面積率 <u>10%以上</u> その他の面積	緑地の面積率 10%以上 (法定特定工場を除く)
	環境施設の面積率 25%以上	環境施設の面積率 <u>15%以上</u>	
	施設等の面積率 75%以内 (工場、事務所、駐車場等) 施設を利用した緑化 (屋上緑化・壁面緑化) ※緑地面積の 25%まで、算入可能	施設等の面積率 85%以内 (工場、事務所、駐車場等) 施設を利用した緑化 (屋上緑化・壁面緑化) ※緑化面積の <u>50%まで</u> 、算入可能	施設等の面積率 90%

\* 法定特定工場 規模：敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上

業種：製造業、電気供給業（太陽光発電除く）、ガス供給業、熱供給業

\* 環境施設

- 緑地 高木や低木が植えられている土地や、芝生やその他の地被植物（手入れがなされているものに限る）で表面が覆われている土地など。
- その他 噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など